

合併協定書

平成17年2月18日

行田市・南河原村

1 合併の方式

北埼玉郡南河原村を廃止し、その区域を行田市に編入するものとする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成18年1月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、行田市とする。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、現在の行田市役所（行田市本丸2番5号）とする。

5 財産の取扱い

南河原村の財産は、すべて行田市に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 南河原村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項及び第7条第1項第2号の規定を適用せず、合併の日の前日をもって失職する。
- (2) 合併後最初に行われる一般選挙により選出される行田市の議会の議員の定数は、24人とする。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

南河原村の農業委員会は、行田市の農業委員会に統合するものとする。

南河原村の農業委員会の選挙による委員である者のうち2名は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、行田市の農業委員会の委員の残任期間、行田市の農業委員会の選挙による委員として引き続き在任するものとする。

この場合において、2名の選出については、南河原村の農業委員会で選挙による委員である者の互選により定めるものとする。

8 地方税の取扱い

- (1) 個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税については、行田市の制度を適用する。
- (2) 都市計画税については、行田市の制度を適用する。ただし、南河原地域については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の規定を適用し、合併する日が属する年度及びこれに続く5カ年度は課税しない。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 南河原村の職員は、すべて行田市の職員として引き継ぐ。
- (2) 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、行田市の職員との均衡を考慮し、公正に取り扱う。
- (3) 職員数については、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。

10 特別職の職員の身分の取扱い

南河原村の常勤の特別職の職員（村長、助役、収入役）及び教育長並びに非常勤の特別職の職員については、合併の前日をもって失職する。

11 条例、規則等の取扱い

条例、規則等は、行田市の条例、規則等を適用するものとする。ただし、各種事務事業の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて、例規を改正又は新たに制定する。

12 事務組織及び機構の取扱い

南河原村役場は、支所とする。また、新市の組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮し、「組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

【組織・機構の整備方針】

- (1) 行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
- (2) 住民の声を適正に反映できる組織・機構
- (3) 住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
- (4) 責任の所在が明確な組織・機構
- (5) 簡素で効率的な組織・機構

13 地域審議会等の取扱い

地域審議会等は、設置しない。

14 一部事務組合等の取扱い

南河原村が加入している一部事務組合等については、合併の日の前日をもって脱退する。ただし、調整が必要な事項は、行田市に引き継ぐものとする。

15 使用料、手数料等の取扱い

両市村で差異のある使用料、手数料等については、原則として行田市の例により調整するものとする。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

- (1) 行田市及び南河原村に共通している団体は、合併時に統合するように調整に努める。
- (2) 行田市及び南河原村に共通している団体で統合が困難な場合は、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
- (3) 行田市及び南河原村の独自の団体は、現行のとおりとする。

17 補助金、交付金等の取扱い

- (1) 行田市及び南河原村に共通している団体に対する補助金、交付金等については、行田市に統合するよう調整する。
- (2) 行田市又は南河原村の独自の団体に対する補助金、交付金等については、実情を考慮し、調整する。

18 町名・字名の取扱い

町・字の名称については、北埼玉郡南河原村を行田市に置き換えるものとする。

19 慣行の取扱い

- (1) 市の紋章、花・木、歌、シンボルマーク等、市民憲章については、行田市の制度を適用する。
- (2) 名誉市民、表彰については、行田市の制度を適用する。
- (3) 都市宣言については、行田市の宣言を適用する。ただし、環境衛生都市宣言については、合併時に廃止する。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率、納期については、行田市の制度に統合する。ただし、合併年度に限り、それぞれの市村の制度を適用する。
- (2) 短期被保険者証及び資格証明書の交付については、合併時の行田市の方式に統合する。
- (3) 福祉医療助成（乳幼児、ひとり親家庭及び重度障害者）については、行田市の制度を適用する。窓口無料化の実施機関等については合併時に統合する。
- (4) 出産育児一時金、葬祭費については、行田市の制度を適用する。
- (5) 国民健康保険保健事業（人間ドック、脳ドック及び併診ドックの健康診断助成並びに保養施設宿泊利用助成及び出産資金貸付）については、行田市の制度を適用する。

21 介護保険事業等の取扱い

- (1) 高齢者福祉事業等については、行田市の制度を適用する。ただし、生活支援ショートステイ事業については合併時に再編する。
- (2) 介護保険の第一号被保険者の保険料、利用者負担軽減については、行田市の制度を適用する。
- (3) 介護保険運営協議会については、合併時に廃止する。

22 上水道事業の取扱い

- (1) 水道料金（賦課徴収を含む。）及び水道加入金については、合併後3年以内に新市水道事業計画を作成し統一する。料金の減免については、行田市の制度を適用する。
- (2) 水道関係手数料については、行田市の手数料に統一する。

23 下水道事業の取扱い

下水道使用料、受益者負担金及び排水設備改造資金貸付制度は、行田市の制度を適用する。

24 電算システムの取扱い

- (1) 業務事務システムは、保有データ量の多い行田市のシステムにデータを統合する。
- (2) 個別単独システムは、現行資産の活用を図り統合する。

25-1 情報公開、個人情報保護制度の取扱い

情報公開、個人情報保護制度は、行田市の制度を適用する。

25-2 広聴広報事業の取扱い

広聴広報事業の取扱いについては、行田市の制度を適用する。

25-3 人権推進事業の取扱い

- (1) 男女共同参画の推進については、行田市の施策方針に統合する。
- (2) 男女共同参画関係事業については、行田市が実施している現行の諸事業を踏襲していく。
- (3) 女性センター基本構想については、新市において継承する。
- (4) 住宅新築資金等貸付事業については、住宅資金の金銭貸借に係る消滅時効が成立しないように債務確認書を徴するとともに、徴収に努める。
- (5) 人権相談については、行田市の制度に統合する。

25－4 消防防災事業の取扱い

- (1) 防災会議、災害対策本部、消防団の報酬、賞じゆつ及び消防表彰は、行田市の制度により統合する。
- (2) 避難場所の指定は、行田市の制度により統合し、合併時に避難所として南河原小学校、南河原中学校、南河原村中央公民館、南河原村老人福祉センターを、避難場所として馬見塚公園、犬塚農村公園を指定する。
- (3) 防災行政無線は、新市において統合する。
- (4) 消防団の組織は、行田市の制度により統合し、南河原村消防団は、1個分団を編入する。

25－5 交通対策事業の取扱い

- (1) コミュニティバスについては、行田市の制度を適用し、新市において南河原区域まで延伸する。
- (2) 交通安全啓発事業、交通遺児入学準備金支給事業及び交通災害加入費扶助は、行田市の制度を適用する。

25－6 住民窓口事業の取扱い

- (1) 窓口業務全般については、行田市の制度を適用する。なお、南河原庁舎（支所）職員の執務終了後及び休日の戸籍届出受付場所は本庁舎とする。
- (2) 自動交付機による証明書の交付については、本庁舎は現行のとおりとし、南河原庁舎（支所）には自動交付機は設置しない。
- (3) 斎場使用料助成については、合併時に廃止する。
- (4) 休日及び夜間窓口については、本庁舎は現行のとおり開設し、南河原庁舎（支所）は開設しない。

25－7 自治会等の取扱い

- (1) 自治会活動報償費、自治連絡協議会補助事業及びコミュニティ協議会については、行田市の制度を適用する。
- (2) 防犯灯設置補助については、行田市の制度を適用する。
- (3) 行政相談、無料法律相談、消費生活相談及び結婚相談については、行田市の制度を適用する。

25－8 福祉事業等の取扱い

福祉事業等の取扱いについては行田市の制度を適用する。なお、難病者見舞金支給事業、補装具・日常生活用具の負担金補助事業については合併時に廃止する。

25－9 子育て支援事業の取扱い

- (1) 放課後児童対策事業、保育料、公立保育所管理運営事業については、行田市の制度を適用する。
- (2) 保育所給食については、当面存続する。
- (3) 母子及び寡婦福祉事業については、合併後に統合する。
- (4) 次世代育成支援対策事業については、合併後に再編する。

25－10 健康づくり事業の取扱い

- (1) 基本健康診査、各種がん検診及びツベルクリン判定及びBCG接種等については、行田市の制度に統合する。
- (2) 三種混合、ポリオ等予防接種及び妊婦教室については、再編する。
- (3) 地域医療体制整備については、現行のとおりとする。
- (4) 犬の登録等手数料については、現行のとおりとする。
- (5) 食生活改善推進員協議会補助については、行田市の制度を適用する。

25－11 環境対策事業の取扱い

- (1) 一般廃棄物処理手数料及び一般廃棄物処理業等許可申請手数料については、行田市の手数料に統一する。ただし、合併年度に限り、それぞれの市村の手数料とする。
- (2) 一般廃棄物収集運搬及び一般廃棄物処理業の許可については、行田市の制度に統合する。
- (3) し尿・浄化槽汚泥の収集及び処分については、当面現行のとおりとする。
- (4) ごみの排出・収集運搬体制については、行田市の制度に統合する。
- (5) 粗大ごみ戸別収集事業については、合併時に廃止する。
- (6) ごみ資源化及び集団資源回収事業については、行田市の制度に統合する。
- (7) 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、行田市の制度に統合する。
- (8) 家庭廃棄物処理施設設置補助金については、合併時に廃止する。

25－12 農業振興事業の取扱い

- (1) 農業振興関係補助金・交付金等については、行田市の制度に統合する。
ただし、麦生産奨励費補助金、水田農業経営確立対策達成者補助金及び生産調整推進対策事業費補助金については、合併後調整する。
- (2) 農業制度資金の利子補給については、行田市の制度に統合する。
- (3) 証明手数料は、行田市の手数料に統一する。
- (4) 認定農業者育成事業については、行田市の制度に統合する。
- (5) 農地流動化地域総合推進事業については、行田市の制度に統合する。

25－13 商工・観光事業の取扱い

- (1) 中小企業融資制度については、行田市の制度に統合する。
- (2) 融資利子補給制度、勤労者対策事業及び商店街活性化推進補助事業については、行田市の制度を適用する。
- (3) 補助金・交付金等については、行田市の制度に統合する。ただし、村おこし特産品開発推進事業諸費補助金については、実情を考慮し調整する。
- (4) イベント・まつりについては、行田市の制度に統合し、南河原ふれあい祭りは、合併時に廃止する。

25－14 建設事業の取扱い

- (1) 用途地域の指定については、現行のとおりとする。
- (2) 道路については、現行のとおりとする。
- (3) 道路新設・改良事業については、行田市の制度に統合する。
- (4) 道路占用料及び水路敷の占用料については、行田市の制度に統合する。
ただし、現在の南河原村の水路敷の占用料については、平成19年3月31日までは従前のとおり無料とする。

25－15 公営住宅事業の取扱い

- (1) 入居、家賃及び敷金については、行田市の制度を適用する。ただし、現在の村営住宅に係る合併後の家賃の算定については、合併する日が属する年度及びこれに続く3カ年度は、公営住宅法第16条第4項の規定により、段階的に負担調整を行う。
- (2) 公営住宅ストック総合活用計画については、合併後3年以内に再編する。

25－16 学校教育事業の取扱い

- (1) 小中学校通学区域については、現行のとおりとする。
- (2) 学校施設開放事業については、合併後に行田市の制度に統合する。
- (3) 市村奨学資金給与、幼稚園就園奨励費等補助金、教育振興奨励費補助金及び児童・生徒派遣費補助については、行田市の制度に統合する。
- (4) 入学準備貸付金については、行田市の制度を適用する。
- (5) 要保護・準要保護児童生徒の就学援助、教育団体補助金及び少年スポーツ振興事業交付金については、合併後に行田市の制度に統合する。
- (6) 学校屋内運動場等使用料については、合併後に行田市の使用料に統一する。
- (7) 30人学級編成、小学校における英語活動の推進、AET事業、中学生海外派遣事業及び特色ある学習活動については、合併後に行田市の制度に統合する。
- (8) 教育相談については、行田市の制度に統合する。
- (9) ボランティア相談員設置推進事業については、合併後に行田市の制度を適用する。

- (10) 特殊教育児童生徒の就学補助については、合併後に行田市の制度に統合する。
- (11) 交通安全用具の支給については、合併後に行田市の制度に統合する。
- (12) 学校給食の実施及び給食費については、平成18年4月に行田市の制度に統合する。

25 - 17 社会教育事業等の取扱い

- (1) 成人式については、行田市の制度に統合する。
- (2) 社会教育育成事業については、行田市の制度に統合する。
- (3) 人権教育振興事業については、行田市の制度を適用する。ただし、同和対策集会所事業については、合併後に調整する。
- (4) 指定文化財の指定については、行田市の制度に統合し、村指定文化財については、合併後に文化財保護審議委員会で見直しを行う。
- (5) 伝承事業の助成等については、合併後に再編する。
- (6) 総合体育大会及びスポーツ大会・行事については、行田市の制度に統合する。
- (7) 部活動地域連携促進事業については、行田市の制度に統合する。
- (8) 地区体育振興報償費については、合併後に行田市の制度に統合する。
- (9) 公民館各種講座については、合併後に再編する。
- (10) 南河原村中央公民館については、行田市南河原公民館とし、使用料については、他の公民館との均衡を図り調整する。

26 新市建設計画

新市建設計画は、別添「行田市・南河原村新市建設計画」のとおりとする。

行田市及び南河原村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づき設置された「行田市・南河原村合併協議会」において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成17年2月18日

行 田 市 長

南 河 原 村 長

特別立会人

埼玉県知事

立会人

行田市議会議長

立会人

南河原村議会議長
